徳島県告示第三百五十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和元年九月四日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　薬物の名称等

1　化学名　N－フェニル－N－［1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル］シクロペンタンカルボキサミド（通称　Cyclopentyl fentanyl）及びその塩類

2　化学名　5－ペンチル－2－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－ピリド［4、3－b］インドール－1－オン（通称　CUMYL－PEGACLONE）及びその塩類

3　化学名　5－（5－フルオロペンチル）－2－（2－フェニルプロパン－2－イル）－1H－ピリド［4、3－b］インドール－1－オン（通称　5F－CUMYL－PEGACLONE）及びその塩類

二　指定の理由

一の1から3までに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三　指定の効力発生の日

令和元年九月五日